

◎新潟県告示第1303号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成28年12月12日認可した。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105番地の16
- 2 漁業権の免許番号
内共第13号
- 3 変更の内容

変更後			変更前		
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が就学前の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に規定する額の2分の1に相当する額とする。漁場取締員に納付するときの遊漁料は、次表に規定する1日の遊漁料に<u>525円（税込）</u>を加算した額とする。</p>			<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が就学前の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に規定する額の2分の1に相当する額とする。漁場取締員に納付するときの遊漁料は、次表に規定する1日の遊漁料に<u>500円（税抜）</u>を加算した額とする。</p>		
魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>（税込）</u>	魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>（税抜）</u>
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ、にじます	竿釣	1年 <u>4,800円</u> 1日 <u>1,050円</u>	こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ、にじます	竿釣	1年 <u>4,375円</u> 1日 <u>973円</u>
2 (略)			2 (略)		
<p>附則 <u>この規則の一部変更は、新潟県知事の認可を受けた日から施行する。但し、第8条中の遊漁料については、消費税率が10%に改正施行された日からとする。</u></p>					

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成29年1月1日